

○宇部市営住宅審議会規則

平成九年十二月二十四日

規則第四十九号

(趣旨)

第一条 この規則は、宇部市営住宅条例(平成九年条例第二十八号)第六十三条第二項の規定に基づき、宇部市営住宅審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第二条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 市営住宅の供給又は建替えに関すること。
- 二 市営住宅の管理運営に関すること。
- 三 市営住宅の入居者の選考及び資格に関すること。
- 四 その他市長が必要と認めること。

(組織)

第三条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 公益を代表する者
- 三 その他市長が必要と認める者

(平一九規則四三・平二八規則二・一部改正)

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ一人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、都市政策部住宅政策課において処理する。

(平一五規則七・平二八規則二・平三〇規則七・令三規則一三・令四規則四・一部改正)

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。
- 2 宇部市営住宅入居選考委員会規則(昭和三十六年規則第二十六号)は、廃止する。

附 則(平成十五年三月二十六日規則第七号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成十九年十二月二十五日規則第四十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十八年三月二十二日規則第二号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成三十年三月二十九日規則第七号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(令和三年三月三十一日規則第十三号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則(令和四年三月三十一日規則第四号)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。